職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月30日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第41号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（条例第10条第１項に規定する規則で定める者） 第８条の２　条例第10条第１項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。 （1）～（3）　［略］ （4）　地方公務員法第28条第４項の規定による失職（同法第16条第１号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者 （5）　［略］ （6）　［略］ （受給期間延長の申出） 第10条　［略］ ２　前項に規定する申出は、条例第10条第１項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から起算して１箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 ３～６　［略］	（条例第10条第１項に規定する規則で定める者） 第８条の２　条例第10条第１項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。 （1）～（3）　［略］ （4）　［略］ （5）　［略］ （受給期間延長の申出） 第10条　［略］ ２　前項に規定する申出は、条例第10条第１項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して４年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が４年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 ３～６　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

様式第５号（第２面）及び（第３面）を次のように改める。

別紙

⑨退職事由

退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があるので、適切に記入してください。

任命権者記載欄	退職者記載欄		※ 公共職業安定所記載欄
□		１　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの ２　定年又は任用期間満了によるもの	
□		（1）　定年による退職（定年　歳）	
□		（2）　任用期間満了による退職	

		3　任命権者からの働きかけによるもの	
□		（1）　懲戒免職等処分	
□		（2）　地方公務員法第28条第１項第２号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分	
□		（3）　地方公務員法第28条第１項第１号又は第３号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分	
□		（4）　地方公務員法第28条第４項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
□		（5）　非違によることなく勧奨を受けての退職	
		4　職場における事情に起因するもの	
□		（1）　勤務公署の移転により通勤することが困難となったための退職	
□		（2）　公務上の傷病による退職	
□		5　職員の個人的な事情に起因するもの	
	□	（1）　職務に耐えられない体調不良、けが等	
	□	（2）　妊娠、出産、育児等を行う必要	
	□	（3）　家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）	
	□	（4）　配偶者等との別居生活の継続困難	
	□	（5）　転居による通勤困難（新住所：　　）	
	□	（6）　その他（具体的に　　）	
□		6　その他（１から５までのいずれにも該当しない場合）	
		具体的事情記載欄（任命権者用）	

（第２面）

退職した職員の注意事項

1　⑨欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の□の中に○印を記入すること。

2　⑬欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

3　この証の交付を受けたときは、速やかに管轄公共職業安定所（住所又は居所を管轄する公共職業安定所をいう。）に出頭し、この証を提示して求職の申込みをすること。ただし、退職後管轄公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から１年以内に再び職員となった場合には、この証を再就職した任命権者に提出すること。

4　基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から１年間であること。その１年間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、職員の退職手当の支給等に関する規則第10条第２項に定める所定の期限までに管轄公共職業安定所に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を１年に加えた期間（最大限４年間）となること。

5　この証は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから⑯欄の受給期間満了年月日までは大切に保管すること。この証を紛失したり、又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。

6　基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて任命権者に提出すること。

7　受給資格者は、⑰欄の最初の失業認定日に管轄公共職業安定所に出頭し、この証を提示して待期日数の間における失業の認定を受けること。

8　基本手当に相当する退職手当の支給日は、原則として失業の認定日と同一の日であること。

9　定められた失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭し、失業の認定を受けないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることがあること。

10　基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出ること。

11　偽りその他不正の行為（10の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も該当する。）によって基本手当に相当する退職手当の支給を受けたとき、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、不正に受給した金額の返還と一定の金額の給付を命ぜられ、又は処罰される場合があること。

12　氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後の最初の支給日に任命権者に届け出ること。

13　⑫欄の所定給付日数は、⑯欄の受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数であること。

任命権者の記載心得

1　職員が退職した場合において、その職員が失業者の退職手当を受ける資格を有するときは、任命権者は、この証に所定の事項を記載し、印を押した上退職した職員に交付すること。

2　記載上の注意

①欄には、この証を職員に交付した日を記載すること。

②欄には、退職した職員の氏名を記載すること。

③欄には、退職した職員の性別について男女のいずれかに○印を付すること。

④欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。

⑤欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。

⑥欄には、退職した職員の⑦欄から⑧欄までの退職手当の計算の基礎となった勤続期間及び職員の退職手当に関する条例第10条第２項の規定によって通算される期間の合計期間を記載すること。

⑦欄には、退職した職員の退職前引き続いて職員等として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。

⑧欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。

⑨欄には、退職の主たる事由を一つ選択し、任命権者記載欄の□に○印を記入の上、具体的事情記載欄（任命権者用）に具体的事情を記入すること。

⑩欄には、退職した職員の退職の月前の最後の６月間に支払われた給与の総額を給与の種類別に記載すること。

⑪欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。なお、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合には、その旨を「任命権者記載欄」に記載すること。

⑭欄には、この証を交付する所属課公所等の所在地、電話番号及び名称を記載すること。

⑮欄には、任命権者の氏名を記載し、その印を押すこと。

（第３面）

様式第６号（第２面）を次のように改める。

別紙

退　職　事　由			
□		1　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの 2　定年又は任用期間満了によるもの	
□		（1）　定年による退職（定年　歳）	

□		（2） 任用期間満了による退職	
		3 任命権者からの働きかけによるもの	
□		（1） 懲戒免職等処分	
□		（2） 地方公務員法第28条第１項第２号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分	
□		（3） 地方公務員法第28条第１項第１号又は第３号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分	
□		（4） 地方公務員法第28条第４項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
□		（5） 非違によることなく勧奨を受けての退職	
		4 職場における事情に起因するもの	
□		（1） 勤務公署の移転により通勤することが困難となったための退職	
□		（2） 公務上の傷病による退職	
□		5 職員の個人的な事情に起因するもの	
	□	（1） 職務に耐えられない体調不良、けが等	
	□	（2） 妊娠、出産、育児等を行う必要	
	□	（3） 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）	
	□	（4） 配偶者等との別居生活の継続困難	
	□	（5） 転居による通勤困難（新住所：　　）	
	□	（6） その他（具体的に　　）	
□		6 その他（１から５までのいずれにも該当しない場合）	
		具体的事情記載欄	

（第２面）

様式第19号（第２面）を次のように改める。

別紙

⑨退職事由 退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があるので、適切に記入してください。			
任命権者記載欄	退職者記載欄		※ 公共職業安定所記載欄
□		1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの	
		2 定年又は任用期間満了によるもの	
□		（1） 定年による退職（定年　歳）	
□		（2） 任用期間満了による退職	
		3 任命権者からの働きかけによるもの	
□		（1） 懲戒免職等処分	

□		（２） 地方公務員法第28条第１項第２号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分	
□		（３） 地方公務員法第28条第１項第１号又は第３号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分	
□		（４） 地方公務員法第28条第４項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
□		（５） 非違によることなく勧奨を受けての退職	
		４ 職場における事情に起因するもの	
□		（１） 勤務公署の移転により通勤することが困難となったための退職	
□		（２） 公務上の傷病による退職	
□		５ 職員の個人的な事情に起因するもの	
	□	（１） 職務に耐えられない体調不良、けが等	
	□	（２） 妊娠、出産、育児等を行う必要	
	□	（３） 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）	
	□	（４） 配偶者等との別居生活の継続困難	
	□	（５） 転居による通勤困難（新住所：　　）	
	□	（６） その他（具体的に　　）	
□		６ その他（１から５までのいずれにも該当しない場合）	
		具体的事情記載欄（任命権者用）	

（第２面）

様式第20号裏を次のように改める。

別紙

裏

退　職　事　由			
□		１ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの	
		２ 定年又は任用期間満了によるもの	
□		（１） 定年による退職（定年　歳）	
□		（２） 任用期間満了による退職	
		３ 任命権者からの働きかけによるもの	
□		（１） 懲戒免職等処分	
□		（２） 地方公務員法第28条第１項第２号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分	
□		（３） 地方公務員法第28条第１項第１号又は第３号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分	
□		（４） 地方公務員法第28条第４項の規定による失職又はこれに準ずる退職	

□		（5） 非違によることなく勧奨を受けての退職	
		4 職場における事情に起因するもの	
□		（1） 勤務公署の移転により通勤することが困難となったための退職	
□		（2） 公務上の傷病による退職	
□		5 職員の個人的な事情に起因するもの	
	□	（1） 職務に耐えられない体調不良、けが等	
	□	（2） 妊娠、出産、育児等を行う必要	
	□	（3） 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）	
	□	（4） 配偶者等との別居生活の継続困難	
	□	（5） 転居による通勤困難（新住所：　　）	
	□	（6） その他（具体的に　　）	
□		6 その他（1から5までのいずれにも該当しない場合）	
		具体的事情記載欄	

様式第20号の2（第2面）を次のように改める。

別紙

⑨退職事由 退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があるので、適切に記入してください。			
任命権者記載欄	退職者記載欄		※ 公共職業安定所記載欄
□		1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの	
		2 定年又は任用期間満了によるもの	
□		（1） 定年による退職（定年　歳）	
□		（2） 任用期間満了による退職	
		3 任命権者からの働きかけによるもの	
□		（1） 懲戒免職等処分	
□		（2） 地方公務員法第28条第1項第2号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分	
□		（3） 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分	
□		（4） 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
□		（5） 非違によることなく勧奨を受けての退職	
		4 職場における事情に起因するもの	
□		（1） 勤務公署の移転により通勤することが困難となったための退職	
□		（2） 公務上の傷病による退職	
□		5 職員の個人的な事情に起因するもの	

	□	（１） 職務に耐えられない体調不良、けが等	
	□	（２） 妊娠、出産、育児等を行う必要	
	□	（３） 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）	
	□	（４） 配偶者等との別居生活の継続困難	
	□	（５） 転居による通勤困難（新住所：　　）	
	□	（６） その他（具体的に　　）	
□		６　その他（１から５までのいずれにも該当しない場合）	
		具体的事情記載欄（任命権者用）	

（第２面）

様式第20号の３裏を次のように改める。

別紙

裏

退　職　事　由			
□		１　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの	
		２　定年又は任用期間満了によるもの	
□		（１） 定年による退職（定年　歳）	
□		（２） 任用期間満了による退職	
		３　任命権者からの働きかけによるもの	
□		（１） 懲戒免職等処分	
□		（２） 地方公務員法第28条第１項第２号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分	
□		（３） 地方公務員法第28条第１項第１号又は第３号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分	
□		（４） 地方公務員法第28条第４項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
□		（５） 非違によることなく勧奨を受けての退職	
		４　職場における事情に起因するもの	
□		（１） 勤務公署の移転により通勤することが困難となったための退職	
□		（２） 公務上の傷病による退職	
□		５　職員の個人的な事情に起因するもの	
	□	（１） 職務に耐えられない体調不良、けが等	
	□	（２） 妊娠、出産、育児等を行う必要	
	□	（３） 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）	
	□	（４） 配偶者等との別居生活の継続困難	
	□	（５） 転居による通勤困難（新住所：　　）	
	□	（６） その他（具体的に　　）	
□		６　その他（１から５までのいずれにも該当しない場合）	

		具体的事情記載欄	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第10条及び様式第５号（第３面）の改正規定並びに附則第３項から附則第５項までの規定は、公布の日（附則第３項において「公布日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の職員の退職手当の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）第８条の２第４号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の職員の退職手当の支給等に関する規則（以下「新規則」という。）第８条の２に規定する職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）第10条第１項に規定する規則で定める者とみなす。

3　新規則第10条第２項の規定は、新規則第６条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して４年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して４年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

4　新規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に交付し、又は備える証書又は台帳について適用し、同日前に交付し、又は備える証書又は台帳については、なお従前の例による。

5　旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。